

# 放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定と県の対応について

平成23年8月11日  
秋田県農林水産部

平成23年8月8日、農林水産省から標記暫定許容値の設定について通知があった。これを受け、県では、関係機関・団体に対し内容を周知するとともに、特に次の事項について留意するよう指導し、堆肥等の安全・安心な生産・供給・施用体制の確保に努める。

## 《基準》

### 1 肥料・土壌改良資材・培土の農地への施用制限・出荷制限

■肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値

**400ベクレル/kg以下（製品重量）**

### 2 飼料の使用制限・飼料使用者への出荷制限

■牛・馬・豚・家きん等用飼料の放射性セシウムの暫定許容値

**300ベクレル/kg以下（製品重量）**

※粗飼料は水分含有量8割ベース

■養魚用飼料の放射性セシウムの暫定許容値

**100ベクレル/kg以下（製品重量）**

## 《県の対応》

### 1 関係者への周知

- 関係機関・団体等を通じて、農家等関係者へ内容を周知
- 報道機関・県ホームページ等を通じて内容を周知

### 2 牛ふん堆肥等関係への対応

#### (1) 汚染稲わらに由来する堆肥の放射性セシウム検査

- 汚染稲わらを給与した畜産農家等に係る家畜排せつ物・堆肥については、放射性セシウムに汚染されている可能性が見込まれる。  
このため、国の暫定許容値に適合しているか否か確認するため、県が検査を実施する。
- 暫定許容値は製品(施用される)段階の濃度を示したものであることから、検査時期等については、堆肥の完成時期等を勘案し、畜産農家等と協議のうえ決定する。

## (2) 堆肥等の特殊肥料生産業者に対する調査・指導

- 県内の特殊肥料生産業者に対し、原発事故後に原発周辺県（空間放射線量率が平常時の範囲を超えたことがある都県）から堆肥原料となる樹皮等を導入していないか、聞き取り調査を実施する。
- 聞き取り調査の結果、原発周辺県から樹皮等を導入していることが確認された場合、必要に応じ、当該業者は、製品中の放射性セシウムの濃度を検査のうえ、暫定許容値を超えていないことを自ら確認すること。
- 県は、検査機関の紹介・斡旋等に努める。

## (3) 堆肥等の供給農家（畜産農家等）に対する指導

- 畜産農家等は、自ら生産した堆肥又はその原料を販売（譲渡）する場合、相手方へ、原料の調達先、生産・保管方法、家畜の飼養管理状況等に関する情報を提供すること。

### 〔情報例〕

原料の調達先：家畜排せつ物は自らの経営から排出、稲わらは近隣農家から譲受  
生産・保管方法：個人施設による生産・保管、〇戸の共同利用施設による生産・保管  
家畜の飼養管理：肉用牛一貫経営（〇〇頭）、酪農経営（〇〇頭）

## (4) 肥料等の施用農家（耕種農家等）に対する指導

- 耕種農家等は、肥料等を購入（譲受）・施用する場合、販売業者（譲渡者）から製品中の放射性セシウムの濃度に関して情報提供を受けるなど、暫定許容値を超えていないことを確認した上で施用すること。

## (5) 肥料等の販売業者に対する指導

- 肥料等の販売業者は、販売する肥料等が、暫定許容値を超えていないことを製造業者から確認した上で販売すること。

## 3 飼料関係への対応

### (1) 飼料の製造業者に対する指導

- 飼料の製造業者は、製造する飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること。

### (2) 飼料の給与者（畜産農家等）に対する指導

- 畜産農家等は、販売業者（譲渡者）から製品中の放射性セシウムの濃度に関して情報提供を受けるなど、暫定許容値を超えていないことを確認した上で給与すること。

### (3) 飼料の販売業者に対する指導

- 飼料の販売業者は、販売する飼料が、暫定許容値を超えていないことを製造業者から確認した上で販売すること。

## 4 腐葉土の生産・出荷及び施用の自粛

- 引き続き、腐葉土の新たな生産・出荷及び施用をできる限り控えること。